



有環第4209号
令和8年3月18日

佐賀県知事 山口 祥義 様
(地域交流部 空港課)

佐賀県知事 山口 祥義
(県民環境部 有明海再生・環境課)

「佐賀空港滑走路延長事業環境影響評価準備書」に対する
県の意見について (通知)

このことについて、環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく意見は、別紙
のとおりです。

【県民環境部有明海再生・環境課】

佐賀空港滑走路延長事業環境影響評価準備書に対する佐賀県知事意見

佐賀空港は平成10年に開港し、今年で開港27年を迎えた地方管理空港である。旅客数はコロナ禍前の平成30年度には空港建設時の需要予測を大きく超える約82万人に達し、また、国際線の旅客数は3,000mの滑走路を有する長崎、熊本、大分を上回る約23万人になるなど順調に推移している。令和4年度以降は、国内線、国際線ともに利用者数は着実に回復しており、今後も利用拡大が見込まれる。

そのような中、既存の2,000m滑走路では、経験豊富なパイロットで運航するなど特別な対応が必要なことや2,000mの滑走路は、国際線航空会社によっては新規路線の展開が困難であることが課題となっている。

このような状況を踏まえ、「佐賀空港滑走路延長事業（以下「本事業」という。）」は、佐賀空港の更なる安全性の向上及び路線展開の自由度の増大や、東南アジア諸国等との直行便の就航を可能にすることを目的として、空港管理者である佐賀県が滑走路延長（2,500m化）を行うものである。

また、本事業の周辺地域の東よか干潟（ラムサール条約湿地）では、シギ・チドリ類を代表とする約100種類以上の鳥類の飛来地となっており、有明海は環境省が抽出する「生物多様性の観点から重要度の高い海域」になっている。

一方で、佐賀空港でのバードストライクの発生は、航空機の安全運航における重要な課題の一つとなっている。

事業の実施に当たっては、以上のことをはじめ、事業の実施に伴う環境への影響について十分に配慮し、環境保全措置を適切に実施することにより、影響を回避又は極力低減するように努める必要がある。

1 全体的事項

- (1) 事業実施に当たっては、関係法令及び環境保全目標値（自主基準値）を遵守することはもとより、環境影響評価結果を踏まえた環境保全措置を確実に講ずるとともに、可能な限り環境保全対策に関する最良の技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 事業実施に当たり、大幅な計画の変更や予測し得なかった環境影響が見られた場合は、調査、予測及び評価を再実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じること。また、これらのほか、定期的な環境測定の結果やこれを踏まえた環境保全措置の内容等については、関係自治体、地域住民、地元関係者等に広く周知するとともに、意見聴取の機会を設けるなど丁寧な説明を行うこと。

- (3) 事後調査、環境監視調査については、実施設計後などの詳細な事業計画が決定された後に、再度、調査内容を検討した上で実施すること。その調査結果並びに環境保全措置の検討の過程及び内容について報告書にとりまとめ、公表に努めること。また、調査の結果、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- (4) 環境影響評価書の作成に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を記載し、分かりやすい図書とするよう努めること。
- (5) 現在検討中である平行誘導路整備について、本事業と同時期に実施する計画となった場合は、その影響について、調査、予測及び評価の必要性とその実施の方法の検討を行うこと。

2 個別的事項

【大気環境】

- (1) 資材等運搬車両から発生する粉じんについて、必要に応じて、荷台のシート掛けに加え、運搬車両のタイヤ洗浄等を行うなど、適切な環境保全措置を行うこと。
- (2) 資材等運搬車両の運行に伴う夜間の騒音について、予測の結果は環境基準65デシベルより小さいものの、夜間の影響の低減を図るため、極力昼間に資材等運搬車両を運行するよう環境保全措置を行うこと。
- (3) 航空機の運航に伴う騒音について、航空機の離着陸回数の増加が見込まれることから、環境監視調査を確実に実施することにより、周辺地域に対する環境影響を適切に把握すること。
- (4) 航空機の運航に伴う低周波音について、環境基準の設定はないものの、低周波音を懸念する地域住民の意見があることも踏まえ、以下の対応を検討すること。
- ① 航空機の低周波音については、現況調査時には自衛隊機の飛行がなく、準備書段階における調査に反映されていないため、追加で調査すること。
 - ② 白石町での調査地点（白石町八平及び南区公民館）では、「航空機の低周波音は小さく、周囲の概況との差がほとんどなかったことから、有意な測定結果が得られなかった。」とあるが、可能な範囲で測定結果の記載を検討すること。
 - ③ 滑走路延長後の航空機の低周波音については、調査の実施を検討し、必要があると判断した場合は、調査を行うこと。

【水環境】

- (5) 佐賀空港が隣接する有明海は、生物多様性の観点から重要度の高い海域となっており、工事の実施に伴う水の濁りや飛行場施設の供用に伴う水の汚れ等について、調査の必要性を検討し、必要があると判断すれば、周辺地域に対する環境影響の把握に努めること。
- (6) 準備書によると、空港敷地内の底質調査でn-ヘキサン抽出物質の濃度が各種基準を超過している。底質の環境保全措置として「エプロンや滑走路、集水桝などの堆積物等の清掃に努める」とあるが、底質のn-ヘキサン抽出物に対する環境保全措置も含むのであれば、評価書にも記載すること。

【動物・植物・生態系】

- (7) 対象事業実施区域である有明海沿岸は、環境省により「生物多様性の観点から重要度が高い海域」に抽出され、干潮時には広大な干潟が広がり、独特の生態系が維持されている地域である。また、周辺には絶滅危惧種を含む水鳥類の国内有数の中継地・越冬地であり、国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録されている東よか干潟が存在している。

このような地域の特性を踏まえ、鳥類に対するバードストライク対策を適切に実施することが重要であり、事業の実施に当たっては、以下の内容を検討すること。

- ① 航空機の運航に伴う鳥類への影響について、離着陸回数の増加、航空機の大型化、飛行高度の低下によりバードストライクの増加が考えられることから、バードストライクの発生を可能な限り低減するための環境保全措置を行うこと。
- ② 「トモエガモ」のように大きな群れで飛来する鳥類も他の地域で確認されていることから、他の空港における対策や最新の知見についての情報収集を行い、より効果的な手法の導入を検討するなど、バードストライクの発生の更なる低減に努めること。

【廃棄物等】

- (8) 建設工事に伴い発生する廃棄物については、適正に処理するとともにリサイクルの推進に努めること。

【温室効果ガス等】

- (9) 温室効果ガスの影響を低減するため、適切な環境保全措置を講じること。